

事務連絡
平成 26 年 4 月 30 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

梅毒の発生動向について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定による梅毒患者等については、平成 25 年の累計届出数は 1,226 例（暫定値）でした。当該届出については、平成 22 年（累計届出数 621 例）以降増加が顕著であり、平成 25 年においては平成 22 年の約 2 倍の届出がありました。

国立感染症研究所においては、（参考）のリンク先の報告のとおり、梅毒の発生動向、感染経路等についてまとめていますので御一読ください。

梅毒を含む性感染症については、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に基づき対策を実施していただいているところです。

貴職におかれては、引き続き、地域の梅毒の発生動向を注視するとともに、必要に応じて、感染リスクが高い層に対する検査の受診勧奨や、対象者の実情に応じた感染拡大防止対策の更なる推進に御配意願います。

（参考）

増加しつつある梅毒－感染症発生動向調査からみた梅毒の動向－

（IASR Vol.35 p.79-80:2014 年 3 月号）国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/syphilis-m/syphilis-iasrd/4497-pr4095.html>